

第十回 参議院通商産業委員会會議録第三十四号

昭和二十六年五月二十三日(水曜日)午後一時五十八分開会

本日の会議に付した事件

○森林法案(内閣送付)  
○計量法案(内閣送付)  
○計量法施行法案(内閣送付)

○理事(結城安次君) 只今から通産委員会を開会いたします。

本日委員長の深川榮左エ門君が重要な御相談があるそうですから、私が深川君の来るまで代理を勤めます。

先ず山本専門員から御報告いたすことがございます。

○専門員(山本太郎君) 御報告の一件は、御案内のように農林委員会のほうで、只今森林法案の審議が進んでおります。森林法案はすでに御承知の通り、森林資源の確保ということを目標として立案されているわけでありまして、これと石炭の増産に不可欠でございますところの坑木との関係が大変問題になりまして、業界といたしましては、これに對しまして非常な関心を寄せているわけでございます。そこで委員会にお諮りして後やるべきが正しかつたと思ひますが、急ぐ関係もございまして、通産委員長の名前を以ちまして、農林委員長宛にかような一応の書類を提出いたしました。農林委員会において御善処下さるよう依頼いたしましたので、その段を一応御報告申し上げます。

森林法案の取扱に關する件

第十一部 通商産業委員会會議録第三十四号 昭和二十六年五月二十三日

貴委員会に付託御審議中の森林法案は森林の保続増進と森林生産力の増進を図り以て国土の保全と國民經濟の發展に資すべく極めて重要な法案であります。然るところ、同法施行の際年産四千五百万トンを目標としている石炭業者が、その所用坑木一千一百万石の確保が、果して可能なりや否やについて、頗る懸念いたしておりますことは業界関係者の致次に及ぶ陳情等によつてすでに、御承知の通りであります。

石炭の増産に多大の関心を持つ我が通産委員会といたしましては、その点について特に留意し、その成行については大いに注目している実情であります。

貴委員会における審議に際しては通商産業委員会の意の存するところを諒とせられ、格段の御配慮を賜わりたいとお願ひ申し上げます。

かような一応依頼的な書状を通産委員長名を以ちまして、農林委員長宛に出しましたので、お含みの上各会派におきまして、農林委員会所属の委員のかたと御連絡願ひまして、いろいろ農林委員会の審議に際しまして、特段の御協力を願うように御配慮願ひますれば、大変都合かと存じますので、以上御報告申し上げます。

○理事(結城安次君) それでは只今から特別救済復旧臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この法案は過日通産大臣から御説明願ひ、又提案理由の御説明があり、更

にその内容についても説明がありましたが、極めて簡単なことのように伺つておりました。何かこれについて質疑のあるかたは御発言願ひたいと思ひます。……それでは質問者の関係もございまして、特別救済復旧臨時措置法の一部を改正する法律案はあと廻しにしまして、先ず計量法案及び計量法施行法案、この二法案を議題として御審議を願ひます。本法案に對して御質疑のあるかたは順次御発言願ひます。

○下條審長君 この計量法案について今度日米經濟協力、アメリカとの関係で非常に多くなると思ふのですが、ヤード・ポンド法がこの法に規定してないといふことは非常に不便のような気がしますが……

○政府委員(玉置敏三君) ヤード・ポンド法とメートル法と尺貫法という現在三者が錯綜して使われておりますが、御承知のようにこの法案におきましては、現在のメートル法、ヤード・ポンド法、尺貫法につきましては、三十三年の末までそのまま行くというこ

とになつておりました。施行法にそれは明示してあると思ひます。その点につきましては、従来ずつとやつて來ました、そのまゝの姿でこの法案に織込んでございまして、その他御質問の点にお答え申し上げます。……

他本法案につきましても、計量単位が殖えましたとか、その他数々のこの古い法律につきましても改正したところが主眼になつておりました。只今の日米經濟協力その他の問題につきましても

は、従來通りのままで進むということになつております。

○下條審長君 もう一つだけ伺ひます。……

○政府委員(玉置敏三君) お尋ねの通り計量、度量衡関係の事務は全部統一のことにやることが絶対に必要と考へておるのであります。……

計量調査官の制度というものを設けたわけでございます。……

○政府委員(玉置敏三君) 只今の点は検定関係、度量衡関係に從事しておるものが全部でそのくらいの数というこ

のものが、調査官がもつたら只今御心配の点のようなところをなくすべく、又法律上はそういうものに対して異議のあるかたは申出て頂きます。……

○下條審長君 通産省と都道府県を通じて検定に從事する職員といふのは大体どれくらいになるのですか。

○政府委員(玉置敏三君) 中央関係が約三百五十人、地方関係が六百二十人です。

○下條審長君 そうしますと、そういう千人近い人間が数カ月に一回ずつ東京に集まるか何かして、打合せか何かして正確を期しておる、こういうわけですか。

○下條審長君 検定の申請を受けてか

ら二十日以内に合格或いは不合格をきめることになつてゐるのだらうですが、それが遅れて二十日を超え、非常に長い間があるという場合は、非常に起ることも考えられるのですが、そういう場合に業者が損害をこうむつたとする場合にはどうなるか、政府としてはどういうふうな措置をお考えでありますか。

○政府委員(玉置敬三君) 只今の点につきましても、先ほどお尋ねがありましたように、成るべく行政の効率化を図るといふ点から、実は法律の中にこういうふうな幾日によれといふことを入れましたのは私非常に少ないのではないかと申すのであります。併しながら徒らに長くなるということが非常に業界にいろいろな影響を及ぼすといふことから、二十日以内というものを原則として考へております。併しこれは原則でありまして、二十日以内に実はできないものはございまして、又その計器の種類によりましては二十日以上かかるものがございます。これらにつきましては、その検定の難易等につきまして、政令その他におきまして特例を設けるといふことになつております。只今のお尋ねの点の損害その他につきましては、国家賠償法で、特に役人の不注意、故意又は過失等或いは違法なことをした場合には、かく／＼の賠償を得るといふ別項の法律がございまして、本法案にはそれを入れることを差控へまして、そういう国家賠償法の規定によつて善処するといふことにいたしました次第であります。

○下條泰兵君 今の何で、二十日かかつて、二十日では到底検定ができないといふような種類の計器といふのは、大体例えはどういうものですか、そういうものはたくさんございますか。  
○政府委員(玉置敬三君) 例えは一例を申し上げますと、コンペヤー・スケールのような非常な巨大なものがあつますが、大体普通のものは二十日と常識的には考えられますが、もう少し小さいものは十日ぐらいでできると思ひます。

○下條泰兵君 少し細かいことになるのですが、コンペヤー・スケール、トラック・スケールといふのは、あるいはこの誤差はどれくらいなんですか。

○説明員(島田忠君) 大きいものから小さいものとたくさんございまして、百分の一、千分の一ぐらいな中間を大体上下していると思ひます。

○理事(結城安次君) それではちよつと私からお伺いしておきたいのですが、この前審議会の委員は任期がたしか一年半か一年で、再任を妨げるという字がなかつたんですが、あれは法律上はつきり一年以上で再任はされないといふことではないか。

○政府委員(玉置敬三君) 仰せの点は私も法律的にも研究いたしましたのでございまして、一年といふことでは本法案の条文によりまして再任は妨げない、再任をしてもよろしいといふことに私も解釈いたしました。この次第であります。

○理事(結城安次君) 書いてなければいけない。これは僕は法律的に、我々習つた法律では書いてなければいけない。再任は妨げないか書いてなければ再任はできないものと思つておりますが、法律的に調べておくほうが……。

○政府委員(玉置敬三君) この法文を私も研究した結果では差支えないといふことになつております。法務府で……。

○小野義夫君 そうすると、再任を妨げないといふのはダブルということになるだらうと……ほかに例えはたくさんありますね、現に高圧ガスでその問題が修正になつたのでございまして、あれは単に書き放しに……普通慣例としては再選を妨げずと書くのが慣例ではないですか、どうでしようかな、立法の……。

○山川一君 今の点はもうちよつとしっかり調べて頂く必要があるんじゃないですかね、もう一度調べて頂きたい。

○政府委員(玉置敬三君) お話に基きまして、もう一度よく調べます。

○小野義夫君 公聴会で大分まいらいろい名士がお集りになつて御意見を拝聴したのでありますが、私もこれもこれは非常に時間的に見ましても、これは大事なる法律でありますので、本委員の諸君におきましても、徹底的にこれを御研究するなか／＼余裕はないでしようが、私もやつていないので、そこで一番利害関係を持つところの公聴会の諸君の御意見を……のもの、この際重く我々は評価して考えなければいかんかと思つたのですが、その公聴会の意見の賛成意見は、先ず大体において無条件賛成のようでありまして、むしろ反対意見のほうを我々が思考する価値があるかないか、大いに尊重する必要があるかと思つたのですが、そこでこの法律は多分問題でもあれし、日本の国情からすれば急に行わ

れないから、三十三年度と、まあ向う七、八年もあるかといふような余裕を見ておられるわけですが、そこでも通過しなればならぬといふふうな緊迫せる事情があるかどうか。法律を作るときにはともかく非常に必要性に、止むを得ないといふところに論点を置いてないといふと、急がんともの、慎重にやる余裕があるものは慎重に審議したほうがいい。まあ議院が非常にどん／＼呑み込んで行くという習慣は悪い習慣だと思つてあります。第一点は、非常にこれはやらなければならぬといふのは、政府の出した……皆さまの立場、とかいふ／＼なことがあります。私も興党として、政府の案は大体原則的に支持してパスさせるという気持ちにはなつておるのでありますけれども、その点が非常に皆さんの、この委員会の各位がどうしてやらなければならぬかといふことが今非常に考えられるのですが、どうでしようかな。

○政府委員(玉置敬三君) 結論を先に申し上げますれば、是非御審議をお願いしたいといふことではあります。御承知の如く現在の法律が明治四十二年にできておられる法律でございまして、その他多少追加が、いろいろ修正がつたといふことではございまして、全般的に見ますと、非常に度量衡関係といふものは産業経済、いろいろな各方面のものとして並行或いはそれに先んじて進むものではないかといふふうな考へておるのであります。この点は全般的な議論からすると、非常に遅れておられる現在の法律ができておるのであります。特に只今申上げましたような点から申

上げますと、新しい計量器がほとんど殖えております。又殖えなければ経済その他の産業等の進歩はないわけであります。非常に時代から見まして、今の法律が立ち遅れておる。又単位等におきましても、明治四十年來つとやつて来ましたが、非常に少なくなつておりました。現在国際的になり、又非常に経済の規模が複雑な範囲になつておるときに、これらが非常に取り残されておる。従つて今回におきましても、最初のほうにおきまして単位を相当たくさん取上げた次第であります。それから取縮りの点につきましても、従来非常に遺憾な点がございます。それから計量の事務といふものが非常に複雑であり、又各分野に食入つておられますので、御承知の如く何から何までこれは役所でやるということができないのであります。やはり官民一体をなすと共に、いわゆる自治管理の考へ方でも至急に取上げなければならぬのであります。そういう面から計量の制度を新らしく取入れた次第であります。それから先ほどございまして、中央の検定の統一といふことが、あらゆる面から非常に必要なのであります。これらの点につきましては、今回先ほど申上げたような覆審制度を設けまして、再検査の制度、異議の申立といふような点を取入れた次第であります。そういう次第で非常に新しく取入れた面が非常に多いのであります。従来の法律が非常に取残されて、現在の産業その他の面からと一致しない面が非常に多いのです。この点十分この本法案に取入れたつも

で、実は昭和二十一年頃からの準備に着手いたしました。今日この法案を提案するような運びに相成つた次第であります。その閣議会等におきまして、現行法の不備欠陥等につきまして、実は再三建議案を受けまして、私も至急に立案提案するということを政府としていたしたいとお約束をし、参つたような次第であります。

○小野義夫君 第二点に伺いたいのは大分、検定料は非常に最高で、実際はそこまで行かないのであるが、大体最高をきめたのが非常に高過ぎるとか、或いは意匠権等についても妥当なものではないかと、検定料についても或る種の貨幣価値の変動に伴つて上げることは当然だと思うのですけれども、大体今政府で予定しておるものは、現行の収入、まあ種類が殖えますから、自然そのほうの新しい収入にもなると思ひますけれども、全体的収入増加は現行に比べてどのくらい収入増加が、中央地方を通じて殖えるのだというふうな、何か計算がありますならばお知らせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(玉置三三君) 非常に手数料の問題は法案から見ますと、或いは私のほうから見ますと、誤解を招いておるものが非常に多いのであります。この際お答えを申し上げておきたいと思ひますが、第一に手数料を法律案の中に織込みましたのは、例えは或る情勢が来たから、直、文何割上げるといふようなことのないように、実は最高限度を抑えたわけでありまして、この点は却つて御心配の面から十分御了解願ひたいと思ひます。

併しながらこれを多数の計量器につきまして、一々手数料をこれに計上するということも、事実非常に困難な問題でございまして、成るべく大きい分類を作ります。その中の或いは大きい容量のものがあるとか、或いは輸送して行かなければならぬものは、その距離の非常に長いものをつつて最高価格をきめたわけでありまして、従つてこの分類の中のもの、実は非常に細かく政令できめられることになると思ひます。而して今お尋ねの、検定手数料は、大体現状におきましては七千五百円程度のものになつておりますが、今回の改正をいたしました場合に、現在の手数料から比較して、概括論を申上げますれば、大体同等なもの、それから引上げても、さういふことにならぬと思ひます。現在の手数料が、私どもも考えますと、非常に不合理なものもあるものであります。さういふ面から考へまして、全体の収入から見ると、特に私は大きく殖えるという程度で、この手数料の総額におきましては行くべきではないかと思ひます。なほ必要に応じて、この細分等の、現在抱いておる案につきまして、資料を以てお答えを申し上げます。

○小野義夫君 それからこの検定に、非常に例えは測量機械或いは顕微鏡その他さういふレンズ関係のよう高度の機械の性能若しくはそれを検査するといふことは、現在の制度では各府県にそれだけ整備されてないといふ公聴会の御意見であるが、これを実

際的に運用する場合においての妙案が、おありになると思ひますが、どうぞその点を……。

○政府委員(玉置三三君) お話の通り今いろいろ新しい計量器が追加されております中に、御指摘のような点がございまして、これは過日の公聴会の際にも私も承り、又今のお話の通り準備をするのが非常に必要なのであります。従ひまして新しい計量器につきましては、大体四段階に突はけておるわけでありまして、この法律案と同時に施行するもの、一年後、二年後、三年後、この四段階に突はけてあります。その間におきまして、只今お話のような、こちらの設備その他が地方検定所というふうなところで準備ができるということ、施行と同時に全部やるということには、実は考へていないのであります。その点は準備その他いろいろ関係もございまして、人の関係もございまして、四段階に分けて円滑に移り変りをするという、さういふふうな考へておる次第であります。なほさういふ高度の検定その他ものにつきましては、各地方庁でばらばらにこれを設備をし、やることが實際面において非常に困難でございまして、高度のようなものにつきましては、中央検査所におきまして、大体設備をいたしまして、その間円滑なる推移を図るといふ計画において進んでおるわけでありまして、

○小野義夫君 それから罰則が重いという声……、例えは現行法よりも一年が二年に、二年が三年になり、罰金が甚だしきは二十万円にも上つておるといふので、他の例もまだたくさんあると思ひますが、単にこれだけの罰

金じやないと思ひますが、そこらで他の法令その他の権衡を保つて、当然これは罰する意味ではなく、他の法令の關係上止むを得ず附したといふのであります。特にこの法案を強くこの法律を施行するために重くしたのであります。その点一つ承りたたい。

○政府委員(玉置三三君) 決してこの法案だけを強くしたといふような気持は全然ございせんので、実は現在の度量衡法關係が非常に古い法律でございまして、先ほど申し上げましたように、四十二年にできた法律でございまして、本法案に織り込みました罰則等につきましては、十分他の法令との關係を考慮いたしまして、それ、政府内部におきまして、十分それらの専門家の方面と打合はして本案を作つておる次第でございまして、特にこの法案だけが強いといふようなことは絶対ないことを申し上げたいと思ひます。なお私どももいたしまして、罰則を適用するといふような事態が起らないように十分行政的にも考へて、何と言いまし、一緒に善導することもございまして、又理解されてない点につきましては、これは十分周知徹底せしめるといふようなことに努力をする次第でございまして、

○小野義夫君 次にこれは一番ほかの法令から見ても問題となると思ひますが、審議会構成をお役人のかただけでやつておつて、これになぜ民間人の、例えは学識経験があるとか、或いは業態に對して關係があるといふのを入れないようなことになつておるかどうかという点が、その点特に何か理由がございまして、

○政府委員(玉置三三君) 非常に手厳

しい御質問で、実はあれなんでございまして、率直に申し上げたいと思ひます。委員会の問題につきましては、いろいろ経過が実はあつたわけでありまして、私も本法案に出しましたような気持ちにどうしてなつたかということをお答え申し上げたいと思ひます。特に学識経験者のかたを積極的に入ることを排斥したもので何でも気持はないのであります。いろいろ任期その他のような關係が考慮されましたことも一つでありまして、この計量法の施行その他計量行政の問題といふものは、この法案の中にも書きましたように、政府みずからが、先ず政府行政機關そのものが率先してあらゆるものをやらなければならぬといふことをこの条文に実は謳つたのであります。

それから検定でありますとか、取締でありますとかいふものが、中央と地方とで、分担と言ひますか、いろんな面で行われておるわけでありまして、先ほど申し上げましたように、大体三月に一遍くらいは地方の關係の者を呼び集めるような、さういふ中央と地方の行政面が計量行政の施行に非常に密接な關係がある、さういふものから計量行政審議会を行政關係の者といふものに限定したような次第でありまして、格別そのために排除したといふような事は趣旨は毛頭ないのであります。さういふ点が一つ、それからこれはまあ一般の委員会についても同様なことだと思ひますが、この法案ができましたら、例えは実施につきましても、公聴会制度を設けたといふことでは、来年の三月一日から実施をされるこ

は来年の三月一日から実施をされるこ

は来年の三月一日から実施をされるこ

は来年の三月一日から実施をされるこ

とになるのでありますが、公聴会の規定につきましては、施行と同時にこれを発動するといふような公聴会の規定が全部ございまして、そういう面と、先ほど申し上げましたような普通委員と違つて、特に計量行政といふものが中央地方の關係に影響するところが重要であるといふ強い気持もございまして、こういう本案のような次第になつたような次第でありまして、特に学識経験のかたを排除したといふ、積極的にそういう意味がなかつたといふことだけを申し上げまして、十分御審議を願へば結構だと思ひます。

○小野義夫君 それから私の質問として最後に申し上げたいのは、三十三年までは尺貫法も、それから今のインチ或いはポンドに関する英米のほうも、同時に並行して三十三年までは行われると、まあ三十三年が来たら又来たときの考へだといふようにも考へられるのですが、何かそうでなく、この法案が通る、仮に今議会で通ると、直ちにこれと並行的にも少し尺貫法やその他のについて緩和し得るようなあらかじめ、これで見るといふと、他の措置をとらなければ当然三十三年度から行われるといふのでありますが、当然行われるといふのに危惧を持つておられるのでありますから、これを何か緩和するよ

○政府委員(玉置敏三君) その点の点につきましては、従来決定をされた方針のままを現在の法律案に織り込んだ次第であります。一方におきましては、三十三年をもう少し短縮したほうがよくはなかつたかといふような御意見も拝聴いたし、又一方におきましては、そういうところで年限を切るのには、それからという御意見も、実はこの本法案を出す前に十分いろいろな方面から御意見があつたと思ひます。いろいろな点を勘案いたしまして、現行法通りといふことで本案を移して来た次第であります。お話の通り度量衡關係のものは極めて経済その他文化生活その他に非常に食いつておるものでございまして、私どもも十分この推移につきましては重要問題に考へておる次第であります。円滑なる推移をすることを私ども期待しておる次第でありまして、本問題につきましては、なお私どもも十分皆様の御意見を拝聴して、慎重審議を諮つて行きたいといふことを現状考へておるような次第であります。

○加藤正人君 私小野委員と同じような考へで、一昨日、昨日の公述人の公述を熱心に承つたのであります。それが、いろいろんな特別な關係者であるだけに非常に我々啓発されたところが多いのであります。今小野委員がずつと質問されましたが、私は御答弁がどういふ御答弁があるかと思つて興味を持つて聞いておつたのですが、大体そのうちで最も私は重要だと感じますことは、審議会の構成の問題なんです。今お答えを承つておられますと、中央地方に關係するものであつて非常に重要である。政府がこれに指導的になければならぬといふようなお話もありました。そういう重要なものであるれば、なお更には学識経験者を入れる必要があるのじやなからうかと思つた

○政府委員(玉置敏三君) 先ほど申し上げましたように、特に積極的にこれを排除したといふ気持もないのであります。皆さんの十分御意見を拝聴して、その意向に私は従ひたいと思ひます。

○加藤正人君 それではそういうことをなし得る可能性があるといふわけですね。承知しました。

○政府委員(玉置敏三君) その御意見を十分拝聴いたしたいと思ひます。又国会で御審議願つておることを十分承知しておるわけでありまして、なお全般的に申し上げますと、この法律案が三月一日から実は施行するといふことになつておられますが、甚だあれでございますが、そういう点も十分御考慮を願つて、今御意見のよくな点も十分考へたいと思つております。率直な私の氣持であります。

○理事(結城安次君) ちよつと速記を止めて下さい。

○理事(結城安次君) 速記を始めて下さい。ちよつと私からお尋ね申し上げますが、只今のあなたの御意見は修正しなればできませんね。法案は、会長及び委員は、關係行政機關の職員のうちから、通商産業大臣が任命する。と、もう範圍が限定されているのでし

○政府委員(玉置敏三君) これは委員会御決定を願ふ事柄でありまして、原案の、私の氣持といたしましては、先ほど申し上げましたような氣持で本委員会に提案いたしましたので、十分御審議を願へば結構だと思ひます。

○理事(結城安次君) そうすると、政府委員のお考えは、もと／＼自分たちはそういう学識経験者を入れたかつたのだから、御修正を願へば結構だといふ意味でございませぬ。

○政府委員(玉置敏三君) 委員会の審議でございまして、私どもとすれば委員会の御修正において異論の点があると思ひますが、政府の氣持とすれば、先ほど申し上げましたような氣持と経緯に基きまして本案を作りました。なお三月一日より実施するといふことを一つお心にお留め願つて御審議を願へば非常に光榮だと存じております。

○加藤正人君 公述人の中で、電氣の單位が入れられなかつたのはどういふわけだといふ質問がありました。それをちよつと……

○政府委員(玉置敏三君) 実は電氣の單位の問題につきましては、現在電氣測定法といふものがございます。検定その他もその電氣測定法に基いて行われております。いろいろ／＼の關係を考へて見ますと、各国の例を見ましても電氣測定法のようなやり方をとつていて、それが、それから本法案に織り込みましたような形式をとつておられるものと二通り実はあるのであります。電氣關係につきましては、その扱い方が全く違つて来た扱いをとつております。それは電氣測定法のほうは、いわゆる形式承認といふものをついておられるのでありま

○政府委員(玉置敏三君) これは委員、そのもの自体に對物的な扱い方をとつております。計量度量衡並びに現在のこの法案につきましては、大體對人的と申しますか、許可主義をとつております。いろいろ／＼こういう業界その他の扱い方におきましては、二つの方法がございまして、どちらが優劣かどうかといふことは非常に意見が分れるところじやないかと思ひます。それからそういう扱い方が非常に違つておることと、又電氣測定法關係の検定その他につきましては、現在地方庁とは全關係なくやつております。検定並びに取締につきましても、地方庁はこれに特別に關与してない、そういう實際面の扱い方も違つておる。そういう生い立ち、それから現状が違つておるものがありますから、いろいろ／＼單位といふ点から見れば、これは計量單位の中に電氣を入れることが私は望ましいと思ひ思ふのであります。現在二つの法律でまだ実施されているという現状、又その内容が相当違つておるというよくな点もございまして、特に一つの法律にしなかつた次第でありまして、仮に二つに分れておるからといふことで、積極的に別にそれじや法律の点から有害とか何とかといふ点があるかといふことになりまして、それは私はないと思つのであります。内容的には或いは電氣の單位といふ点は、少くともその点だけは入れることが望ましいと思つたのであります。そういういろいろ／＼な点が違つた生い立ちを持つて來ておるものでありますから、これを二つに現状通り分けたといふのがそれなんです。

○下條善兵君 今の小野委員、加藤委

員に対する答弁を承わつておると、又少し疑問になつて来るのですが、三十三年までヤード・ポンド法や尺貫法を何して、様子を見るのだと承わつたのですか、先ほども申し上げましたように、計量単位にメートル制一本にするか。その他いろいろなものがあるということは、産業の能率の上からいつても、国民生活の上からいつても随分影響があると思つておるので、我々はインチ・ポンドを使つておつて、メートル法に改めるときに随分苦労もしたし、調節には苦労もしたが、馴れて来るとあれが非常にいいということがわかつて来たので、現在殆んど学校なんかはメートル制一本でやつておるのでありますが、それは個人の家庭生活に随分入つて来てるので、大体終戦前まで産業界もメートル制に統一されていたようでありましたが、終戦後いろいろな状況でインチ・ポンド法が復活して来たので、私はややこしくなつて来たと思つて、私はややこしくなつて来たと思つたことにつきまして、私はお尋ねしたいのです。メートル制を採用した時代には、自立的にも経済的にも日本が一本立ちでできるということから、ああいうことを強引にやつたのだと思つたので、今度三十三年までと切つておられることの考え方には、アメリカもその頃にはメートル制に変わるのだというような動きがあるのかどうか。或いはそうでなければ、私が今申し上げましたように、政府のほうじや三十三年頃になると日本が完全に経済的に独立ができるので、もうインチ・ポンドが流れ込んで来るというふうなことがだん／＼なくなつて来るという見通しをおやりになつておるか、そういう点を一つ……。

○政府委員(玉置敬三君) アメリカ自体の判断をすることは非常に困難で、又私から申し上げるという事は、ちよつと……誰ぞどう言つたというわけじやないのでございませうが、メートル法につきまして、このいろいろな法案を出す場合におきましても、アメリカとしてもそういうような方向に向いつつあるという事は、メートル法に転換する方向に向いつつあるという事は、聞いておるところでございませうが、何年何月までにどうなるという事は、非常に見通しすることは、そこからも困難かと思つて、先ほどの前段の点でございませうが、私先ほど申し上げましたように、メートル法の基本と尺貫法を三十三年まで併用するという事は相当以前にきめられたことでありまして、その間におきまして、いろいろ戦争であるとか、いろいろなことでもこれにテックされた面も実はあるものであります。将来まだ三十三年までには七年有余の時間がありまして、この間におきまして、これが円滑なる推移が図り得るかどうかということがわかると思つて、私もその方針に基きまして、極めて円滑に行くように、この七年有余の間に努力をしたに、こういう気持ちでおります。但し七年といへば短かいという問題でございまして、この間日本の産業界も又はいまして、この間日本の産業界も又はいまも変転極まりないものになるのじやないかと思つてあります。その辺は十分御審議を願うところと思つて、

○上原正吉君 私の質問も下條委員の質問と同じなんです、メートル法は世界各國で、殊に米英西國でどの程度に普及しつつかあり、どのくらい採用しつつかあるか、そうして三十三年後にはどの程度に達するかというお見込みか、ということをお願いしたいのと、尺貫法は別として、貿易に關してはやはりいろいろな世界各國の度量衡法があれば、それに従つて計量法が使えないと思つたのです。日本だけがそういう場合に本當に廃止してしまつたら、こんな心配が起きやしないか、これを心配するのですが、この点を当局はどうお考えになつておるか、これを承わりたいと思つて、

○政府委員(玉置敬三君) イギリス、アメリカのメートル法がいつ更改が完了するかという事は、非常に私も困難でお答えできないのでありますが、御承知のようにイギリス、アメリカ等におきましてはヤード、ポンドとメートルの併用でございませう。併し西國におきましても、それ自体もメートル法に加入し、メートルにすべく非常に努力をされておるといふことだけは申し上げられるのじやないかと思つて、それから貿易の点につきましては、これは貿易關係につきましては除外をいたしておるのでございまして、本法案におきましても、貿易關係につきましては除外してあるのでございまして、只今御指摘のような点は解消されるのじやないかと思つて、

○上原正吉君 この除外されておられますが、国内においてヤード・ポンド法による計量器の製造法が廃絶するといふようなことがありませうと非常に困難や迷惑が生じないかと思つて、

○政府委員(玉置敬三君) 先ほど申し上げましたように、現在は三十三年は併用でございませうし、それから三十三年後におきましても、従来の法律案を見ますと、検定をしないというように現行法はなつておるのでありますが、新しくしつつかという別途のヤード・ポンド法とか何とか使つてよろしいという定義がございませうが、これは三十三年後におきましても検定をするということ、この法案ができておるわけでございませう。

○理事(結城安次君) ちよつとお伺いしますが、三十三年と切つたのは何か根拠があるのですか。

○政府委員(玉置敬三君) これは多分昭和十四年に二十年、その当時延長するところから、丁度三十三年がその期間に相当しておるので、

○理事(結城安次君) 御質問ございせんか……。小野さんどうぞ……。

○小野義夫君 わかりました。わかりました。我々にも少し研究の時間を手へて頂きたいと思つて……。

○小松正雄君 さつき何つたのですか、法案の施行からどういふようなものが、例えば何段階かに分けてやるといふ話がありました、どの品物が一年後実施、二年後実施というふうな明確なものが出ておるのですか。

○政府委員(玉置敬三君) そういうものは資料で配付したいと思つて、私のほうで只今申上げて結構なんでありますが、資料で御覽願ひいたしたほうが御了解願ひするのじやないかと思つて、大体先ほど申しました内容に、どういふものが入つておるかという例示を申上げましたので、御了承願ひしたいと思つて、

○理事(結城安次君) ほかにありませんか、御質問……。別に御発言もない

よりですが……。 ○橋本君 これはちよつと速記を止めてもらつて……。 ○理事(結城安次君) 速記を止めて下さい。

〔速記中止〕 ○理事(結城安次君) 速記を始めて下さい。別に御質疑もないようです。本日、本日はこれを以て散会いたしま

す。 午後三時十五分散会 出席者は左の通り。

理事

委員

古池 信三君

結城 安次君

上原 正吉君

小野 義夫君

重宗 雄三君

小松 正雄君

下條 恭兵君

橋本 繁夫君

加藤 正人君

山川 良一君

玉置 敬三君

中島 征帆君

政府委員

通商産業省通

商機械局長

政源庁長

政局長

事務局長

常任委員

山本友太郎君

常任委員

小田橋貞寿君

常任委員

高田 忠君

通商産業事務

官(通商産業

省通商機械局

農林民生機械

課勤務)

昭和二十六年七月二十五日印刷

昭和二十六年七月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所